

議第 22 号議案

介護保険制度の改悪に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年 12 月 12 日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	//	高邑	朋矢
	//	小野	大輔
	//	石島	陽子
	//	笠原	進

提 案 理 由

介護保険制度の改悪に反対するため、この案を提出する。

介護保険制度の改悪に反対する意見書

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、来年2020年の通常国会に提出予定の介護保険法改定案の策定に向けた議論を本格化させています。この中で、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活支援サービスを、介護保険の給付対象から除外することや、原則1割の介護利用料負担を2～3割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成のための利用者負担導入などが検討されるとしています。

要介護1、2の「軽度者」をめぐっては、既に要支援1、2の訪問通所介護が2014年の介護保険法改悪によって保険給付から外され、市区町村の裁量で行われる「総合事業」に移されました。しかし「総合事業」は、自治体によってサービスの内容や担い手の確保などで格差があり大きな課題を残しているのが実態です。新たに要介護1、2まで保険給付の対象から外すのは極めて乱暴な議論です。

利用料負担率が重くなれば、経済的な困難を抱える人は介護サービスから締め出されかねません。ケアプラン作成の有料化も、利用抑制を加速させる恐れがあります。

介護保険制度は今でさえ、「必要なのに使えない」「費用負担ができず利用を控える」などの実態が広がっています。

よって、国においては、介護保険制度のこれ以上の改悪をやめ、制度の充実を図るよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様